

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">顔写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印</div> <p>官職又は職名 氏名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>(報告等)</p> <p>第百十五條の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第百十五條の四十二 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五條の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">顔写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印</div> <p>官職又は職名 氏名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>(報告等)</p> <p>第百十五條の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第百十五條の四十二 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五條の三十六第三項及び第百十五條の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

○ 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）</p> <p>第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。</p> <p>（平成二十四年度から平成二十六年までの財政安定化基金拠出率）</p> <p>第四条 平成二十四年度から平成二十六年までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、十万分の三十七とする。</p> <p>（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）</p> <p>第七条 法第百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第百二十五</p>	<p>（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）</p> <p>第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十四に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。</p> <p>（平成二十一年度から平成二十三年までの財政安定化基金拠出率）</p> <p>第四条 平成二十一年度から平成二十三年までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、一万分の四とする。</p> <p>（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）</p> <p>第七条 法第百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第百二十五</p>

条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)及び介護予防等事業医療保険納付対象額(法第二百二十六条第一項に規定する介護予防等事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率(同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額(以下「介護予防等事業費額」という。)の総額

二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条 法第五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)及び介護予防事業医療保険納付対象額(法第二百二十六条第一項に規定する介護予防事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率(同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業に要する費用の額(以下「介護予防事業費額」という。)の総額

二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条 法第五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の算定方法)

第十条 法第五十三條に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一条 法第五十三條に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十二条 (略)

2 (略)

(略)	(略)
(略)	(略)
第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額	(略)
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額	(略)

(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の算定方法)

第十条 法第五十三條に規定する医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一条 法第五十三條に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十二条 (略)

2 (略)

(略)	(略)
(略)	(略)
第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額	(略)
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額	(略)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(市町村が行う支払基金に対する通知) 第十三条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日</p>	<p>(市町村が行う支払基金に対する通知) 第十三条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日</p>

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分）</p> <p>第一条の六の二 法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の二に規定する日常生活上の世話に係る部分とする。</p> <p>（法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第一条の十二 法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。）とする。</p> <p>（必要な保全措置）</p> <p>第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四第二項の規定により、同項に規定する前払金（次条において「前払金」という。）に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>（法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第一条の十二 法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用をいう。ただし、敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。</p> <p>（必要な保全措置）</p> <p>第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四の規定により、同条に規定する前払金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。</p>

(家賃等の前払金の返還方法)

第一条の十三の二 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二 入居者の入居後、前払金(次項第二号において「前払金」という。)の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合(前号の場合を除く。)にあつては、当該期間

2 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第十四条の四第二項の家賃その他第一条の十二に規定する費用(次号において「家賃等」という。)の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

第二十条の四 削除

(新設)

(法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二十条の四 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十
六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅(介護保険
法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設
入居者生活介護に係る同法第七十四条第一項及び第二項に規定する基

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)
第二十条の五 (略)

一〇七 (略)

八 法第二十九条第七項に規定する前払金(以下「一時金」という。

一)、利用料その他の入居者の費用負担の額

八の二 法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

九〇十四 (略)

(法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用(敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。))として收受するものを除く。)とする。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働省令で定め

準、同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る同法第七十八条の四第一項及び第二項に規定する基準又は同法第八十一条の二第二項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法百十五条の四第一項及び第二項に規定する基準に相当する基準に適合すると都道府県知事又は市町村長が認めるものを除く。)とする。

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)
第二十条の五 (略)

一〇七 (略)

八 法第二十九条第六項に規定する前払金(以下「一時金」という。

一)、利用料その他の入居者の費用負担の額

(新設)

九〇十四 (略)

(法第二十九条第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用をいう。ただし、敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。))として收受するものを除く。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働省令で定め

る措置を講じなければならない。

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十一条 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

- 一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月
- 二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第二十九条第七項の家賃その他第二十条の九に（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法
- 二 前項第二号に定める場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第九項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

る措置を講じなければならない。

第二十一条 削除

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第七項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

別記様式第二

(表面) (略)

老人福祉法(抄)
 (報告の徴収等)
 第十八条
 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 3 前二項の規定による質問又は立ち入り検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)
 第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同項の規定による認可の取消しを除く。)又は第二十九条第七項及び第九項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第二

(表面) (略)

老人福祉法(抄)
 (報告の徴収等)
 第十八条
 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 3 前二項の規定による質問又は立ち入り検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)
 第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同項の規定による認可の取消しを除く。)又は第二十九条第七項及び第九項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。